

# 世羅町出産・子育て応援交付金Q & A

## Q1：出産・応援交付金の給付対象者はだれですか？

A1：「出産応援交付金」は、妊娠届出時に保健師等と面談をした妊婦が対象です。「子育て応援交付金」は、出生した子どもを養育する者（子どもの生活を支えている人）を対象とします。交付金を子ども名義の口座に入金することはできませんので、ご了承ください。

## Q2：妊娠届出（母子健康手帳交付）の際、体調不良等で妊婦本人が面談できない場合、面談時のアンケートや申請書はどうすればいいですか？

A2：「出産応援交付金」の給付は、妊婦本人との面談が必要です。後日、面談の日程調整をさせていただきますので、子育て支援課までご相談ください。

## Q3：市販の妊娠判定薬で陽性反応が出た場合は、妊娠届出ができますか？

A3：「出産応援交付金」の給付は、妊婦が産科医療機関を受診し、医師による妊娠の事実確認を行うことが必要です。そのため、医師により妊娠が確認され、出産予定日等が判明した後にお越しくください。

## Q4：世羅町に住民票がありますが、出産にあたり長期間里帰りをしています。その場合の手続きはどうすればよいですか？

A4：交付金の給付は、住民票がある世羅町にて行いますが、面談等は状況に応じて実施させていただきます。まずは子育て支援課までご相談ください。

## Q5：世羅町ではない自治体で妊娠届出（又は出生後の面談）をしたのちに、出産応援交付金の給付（又は子育て応援交付金）を受けずに世羅町に転入しました。申請はどこであればよいですか？

A5：交付金の給付は、希望に応じてどちらにでも申請いただくことが可能です。転入後の世羅町にて給付を受ける際には、再度面談を行い、転出元の自治体から交付金を受け取っていないことを確認させていただきます。まずは子育て支援課までご相談ください。

## Q6：生まれた子どもが治療のため1か月以上入院しており、面談ができていません。子育て応援交付金の申請はできますか？

A6：出生の事実確認と、産婦との面談ができれば、子育て応援交付金の申請を受け付けます。まずは子育て支援課までご相談ください。

その他、上記以外のことについては、子育て支援課 ☎0847-25-0295までご相談ください。